模擬裁判

- SCENE 1
 - 第2回口頭弁論期日 一技術説明会等一
- 第2回口頭弁論期日後の手続
- SCENE 2
 - 第3回口頭弁論期日 一判決言渡一

SCENE 1

第2回口頭弁論期日

2021年9月20日

一技術説明会等一

〇 本期日で行われる手続

弁論準備手続の結果陳述



争点整理の内容を弁論手続 へ提示

技術説明会



当事者双方の主張を要約し, ロ頭で説明する最終プレゼン テーション

専門委員の関与



争点に関係する専門技術的 事項の説明

争点整理の内容確認(1)

- 本件スタイラスの製造・販売についての間接侵害の成否
 - I. 専用品型間接侵害(特許法101条1号)の成否
 - Ⅱ. 非専用品型間接侵害(同条2号)の成否



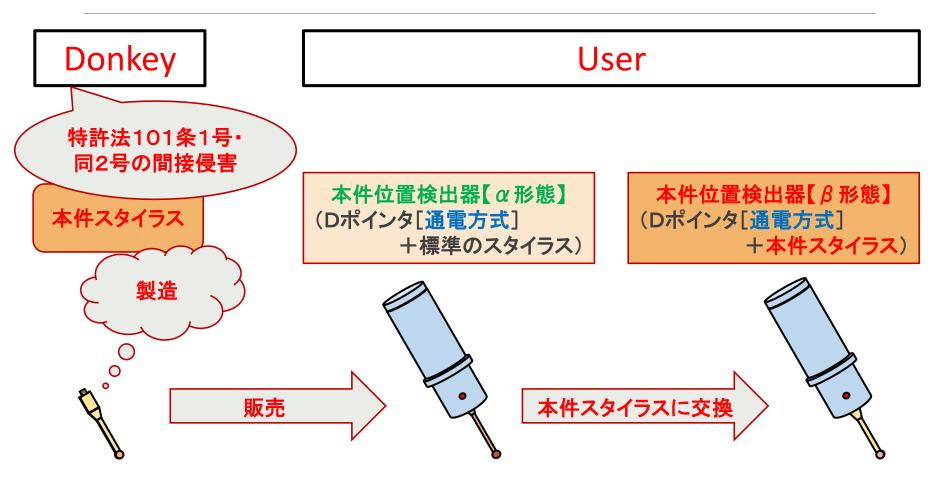
- 本件位置検出器【α形態】の製造・販売についての間接侵害の成否
 - 非専用品型間接侵害(同条2号)の成否
- ●差止めの必要性





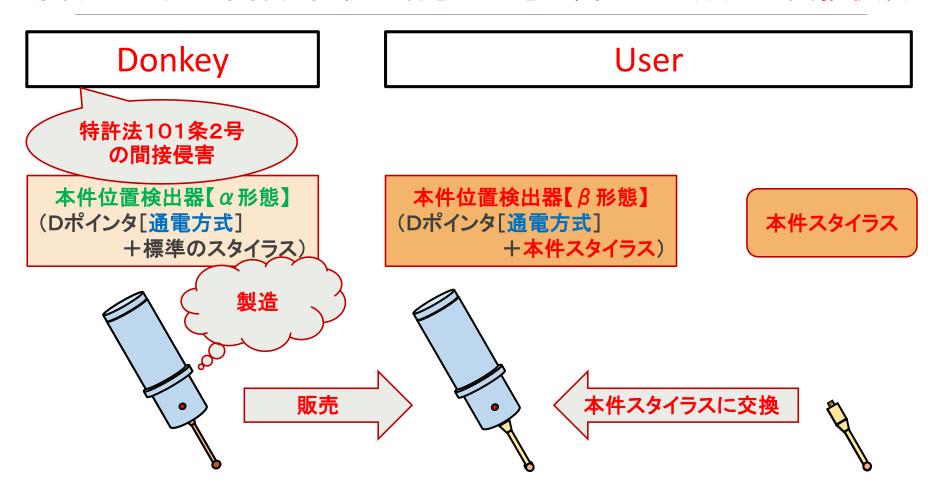
争点整理の内容確認(2)

原告の主張⇒本件スタイラスの製造及び販売=間接侵害



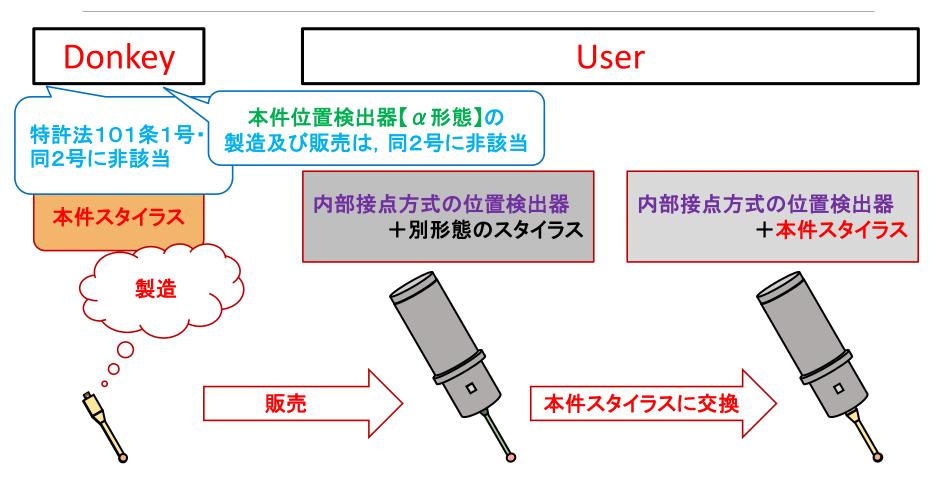
争点整理の内容確認(3)

原告の主張⇒本件位置検出器[α形態]の製造及び販売=間接侵害

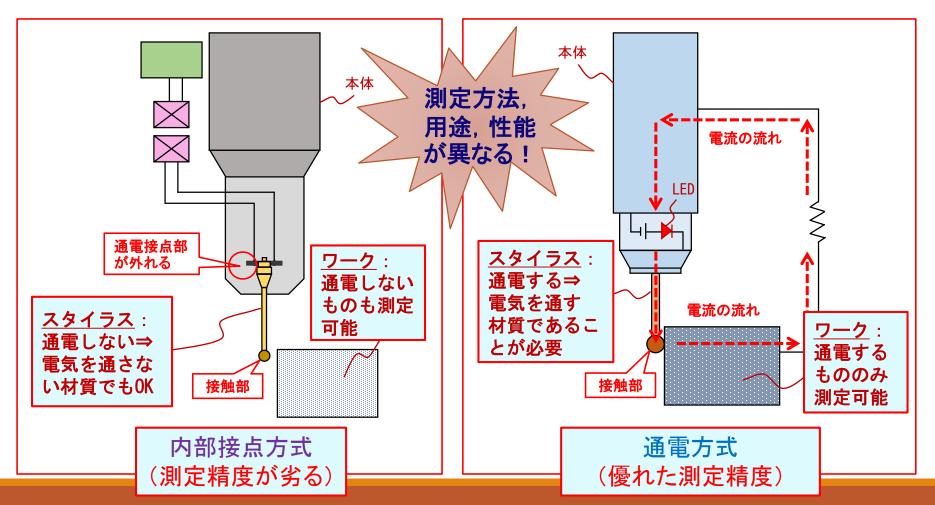


争点整理の内容確認(4)

被告の反論⇒本件スタイラス,本件位置検出器【α形態】=間接侵害なし



1. スタイラスについての間接侵害の成否 原告の主張①:特許法101条1号関係(i)



1. スタイラスについての間接侵害の成否原告の主張①:特許法101条1号関係(ii)

□本件発明と測定方式

本件発明は、通電方式を選択する場合、スタイラスが通電により磁気を帯びてしまい 測定誤差が生じる等の問題を解決するため、接触部を非磁性材の超硬合金とする 構成を採用

□経済的,商業的及び実用的な用途

内部接点方式を採用する場合、スタイラスが通電により磁気を帯びるとの問題は生じないから、事業者はわざわざ高価な非磁性材の超硬合金の接触部を有する本件スタイラスを内部接点方式に用いようとはしない(硬い材質の接触部は世の中に溢れている。ユーザは、内部接点方式には、安価な材質の接触部を有するスタイラスを用いようとする)

内部接点方式の位置検出器に用いることは,本件スタイラスの経済的,商業的及び 実用的な用途ではない

□結論

本件スタイラスの製造・販売は、専用品型間接侵害に該当する

1. スタイラスについての間接侵害の成否原告の主張②:特許法101条2号関係(i)

□「課題の解決に不可欠なもの」

本件発明の課題:通電方式を採用した場合に、スタイラスが磁気を帯びることで生じる測定誤差や、スタイラスが被加工物との当接離隔を繰り返して摩耗・変形することにより生じる測定誤差を防止すること(本件明細書【0006】~【0009】)

本件発明は、かかる課題の解決手段として、構成要件Bの「タングステンカーバイドと、ニッケルの結合材とを含有する非磁性材」を採用

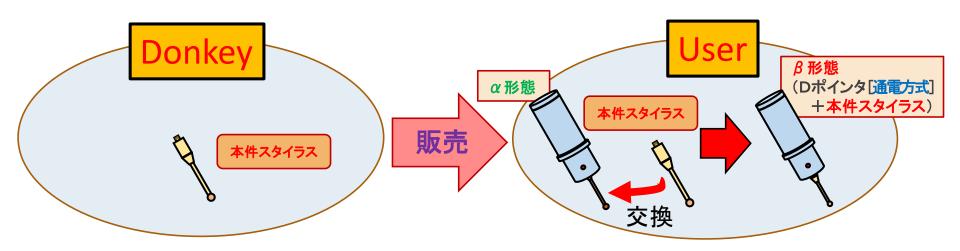
構成要件Bを充足する非磁性材Aを備えた本件スタイラスは、「課題の解決に不可欠なもの」に該当

1. スタイラスについての間接侵害の成否原告の主張②:特許法101条2号関係(ii)

■被告の主観的態様

本件スタイラスは、本件位置検出器に用いられるものであり、本件スタイラスを購入するユーザは、本件スタイラスを本件位置検出器に取り付けて 使用する

被告は、かかるユーザの利用態様を認識し、本件スタイラスが「発明の実施に用いられること」を知りながら、本件スタイラスを製造・販売している



1. スタイラスについての間接侵害の成否原告の主張②:特許法101条2号関係(iii)

■「日本国内において広く一般に流通しているもの」

本件スタイラスは、「ねじ」や「針」などの規格品、普及品ではない 被告の製造するスタイラスは、被告の製造する位置検出器にのみ取り付け可能な「特注品」である

■結論

本件スタイラスの製造・販売は、非専用品型間接侵害に該当する

2. 位置検出器についての間接侵害の成否 原告の主張

■「課題の解決に不可欠なもの」

本件発明の課題を解決するためには、位置検出器の測定方式として通電方式を採用すること及びスタイラスを非磁性材で形成することの双方が必須

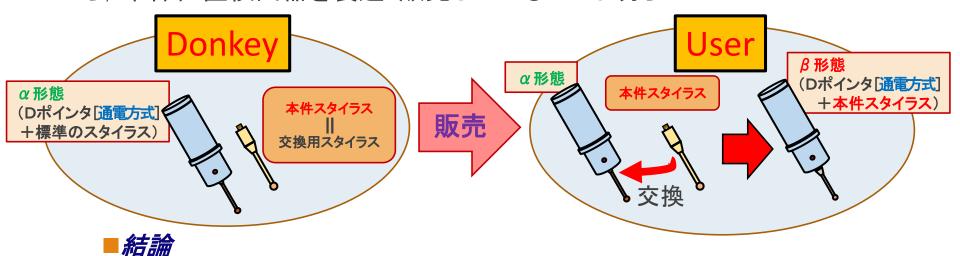
β 形態の本件位置検出器においては, 通電式の部分を担っている本件位置検出器自体も, 本件発明による「課題の解決に不可欠なもの」 に該当する

13

2. 位置検出器についての間接侵害の成否 原告の主張

■被告の主観的態様

本件スタイラスは、本件位置検出器の「交換用スタイラス」として、被告により販売されている。被告が、本件位置検出器がβ態様の生産に用いられること、すなわち「その発明の実施に用いられること」を知りながら、本件位置検出器を製造・販売していることは明らか



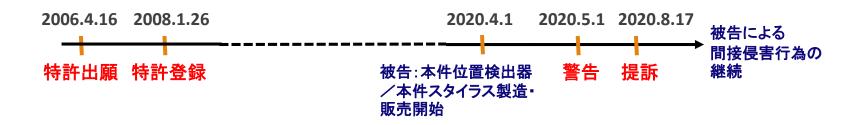
本件位置検出器の製造・販売は、非専用品型間接侵害に該当する

3. 差止めの必要性について 原告の主張

■差止めの必要性

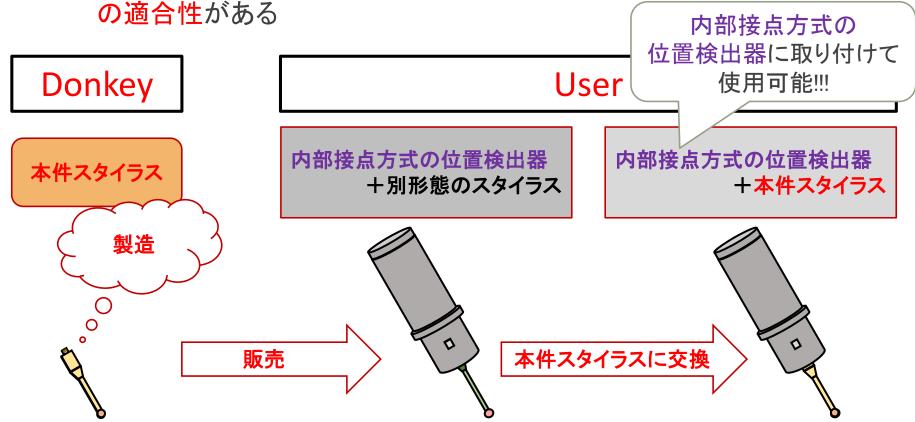
被告は、本件特許登録のはるか後に、本件位置検出器と本件スタイラスを同時に販売開始しており、しかも、原告による警告、提訴を受けた今日においても、間接侵害行為を継続

本件特許権の侵害行為の停止, 予防のためには, その製造, 販売の 差止めが必要



1. スタイラスについての間接侵害の成否被告の主張①:特許法101条1号関係(i)

✓ 本件スタイラスは、被告が製造する内部接点方式の位置検出器と の適合性がある



1. スタイラスについての間接侵害の成否被告の主張①:特許法101条1号関係

- ✓ 本件スタイラスの素材としての超硬合金は、耐摩耗性、耐食性に優れており、内部接点方式の位置検出器においても、被加工物の硬度が高い場合など、被加工物との接触を繰り返すことで摩耗や変形による測定誤差が生じることを防止するというメリットがあり、内部接点方式において超硬合金からなるスタイラスを使用する必要性がある
- ✓ 内部接点方式のスタイラスとして用いるという経済的、商業的又は実用的な用途が存在する
- ✓ 本件スタイラスはβ形態の本件位置検出器の「生産にのみ用いる物」(特許法101条1号)に該当しない

1. スタイラスについての間接侵害の成否被告の主張②:特許法101条2号関係(i)

- ■「日本国内において広く一般に流通しているもの」
- ✓ 本件スタイラスは「日本国内において広く一般に流通している」(特許法101条2号括弧書き)規格品, 普及品である

【理由】

- ✓ スタイラスは、対象物に当接させる先端部を有する部材をいい、物の位置の検出の分野において、従来から位置検出器に取り付けられて広く用いられてきている
- ✓ 本件スタイラスも、他のスタイラスと同様に位置検出器に取り付けられて位置検出を行うために対象物に当接させる機能を有する製品であり、従来のものと何ら異なる点はない。

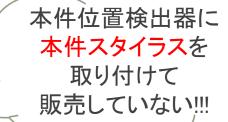
1. スタイラスについての間接侵害の成否被告の主張②:特許法101条2号関係(ii)

✓ 被告は、本件スタイラスが「その発明の実施に用いられること」を知りながら本件スタイラスを製造及び販売していない

✓ 被告は、本件位置検出器を販売する際に、標準装備として磁性体であるSUS製のスタイラス(標準仕様のスタイ

ラス)を取り付けて販売している

本件位置検出器【α形態】 (Dポインタ[**通電方式**] +標準のスタイラス)



1. スタイラスについての間接侵害の成否被告の主張②:特許法101条2号関係(iii)

- ✓ 被告は、本件スタイラスが本件位置検出器に取り付けられて使用される例が何例あるか、あるいは、どの程度の割合で使用されているかについて、正確に把握していない
- ✓ 被告は、本件スタイラスが本件発明の実施に用いられることを「知りながら」本件スタイラスを製造販売していない

2. 位置検出器についての間接侵害の成否

被告の主張

■「課題の解決に不可欠なもの」

本件位置検出器は、本件発明による「課題の解決に不可欠なもの」(特許法101条2号)ではない

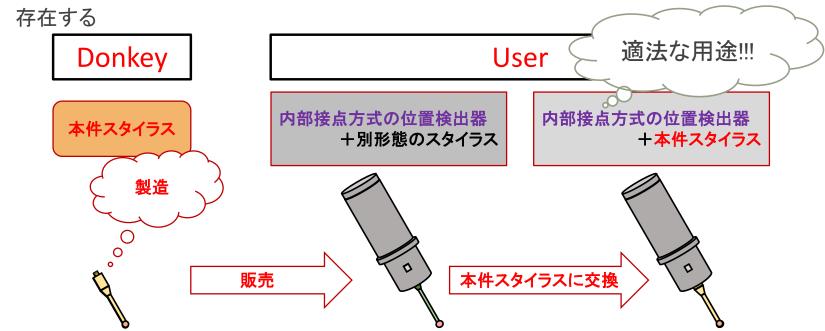
【理由】

- ✓ 本件位置検出器は、それ自体としてスタイラスが被加工物等との当接離隔を繰り返すことによる摩耗や変形、磁性化による測定誤差が発生することを防止するものとはいえない
- ✓ 本件発明の特徴的技術手段を特徴付けている特有の構成 を直接もたらす特徴的な部品は、本件スタイラスのみであって、本件位置検出器ではない

3. 差止めの必要性について

被告の主張

- ✓ 本件スタイラス及び本件位置検出器の製造販売の差止請求は認められるべきではない
- ✓ 本件スタイラスを内部接点方式の位置検出器に取り付けて使用するという適法な用途が



✓ 公知の構成を有するに過ぎない本件位置検出器の製造販売が制限されるべき理由もない

〇 質疑応答

● 質問1ー内部接点方式の位置検出器に本件 スタイラスを用いることについて

〇 質疑応答

- 質問1ー内部接点方式の位置検出器に本件 スタイラスを用いることについて
- 質問2ー通電方式とスタイラスの非磁性化と の関係について